

# 蕨市こども計画

〈概要版〉

令和7年度▶令和11年度

令和7年3月

蕨市

# 計画の概要

## ●背景と趣旨

近年、子育て家庭の孤立や子育ての不安感・負担感は増大し、少子化の進行には歯止めがかからず、ヤングケアラーやいじめ、不登校、こどもの貧困、児童虐待等こどもを取り巻く課題は、ますます深刻化・多様化しています。こうした現状を踏まえ、国では、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども基本法」が施行されました。

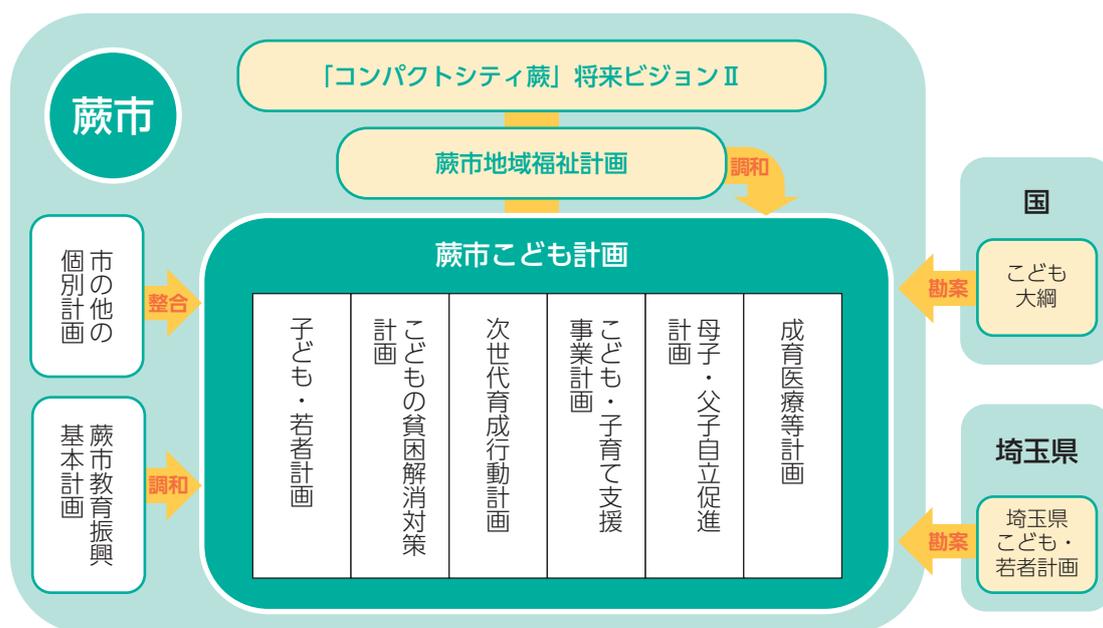
蕨市では、「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐとともに、こども基本法に基づき、少子化対策、子ども・若者育成支援、こどもの貧困の解消対策等の計画を加えた「蕨市こども計画」を策定し、本市のこども施策に全体として統一的に横串を刺し、総合的に推進していきます。

## ●計画の位置づけ

「蕨市こども計画」は、本市の最上位計画である『「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡ』および「蕨市地域福祉計画」を上位計画とした子ども・子育て分野の個別計画として位置づけられるものです。

また、こども基本法第10条に規定する「市町村こども計画」として、国の「こども大綱」および「埼玉県子ども・若者計画」を勘案し、併せて、下記の計画と一体のものとして作成します。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する「市町村計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」
- 子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する「自立促進計画」
- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」



## ●計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

# 計画策定の基本理念と基本的な考え方

## ●基本理念

こども・若者の笑顔と未来が輝き 安心して子育てができる  
日本一のコンパクトシティ蔵



## ●計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
こども・若者の笑顔と未来が輝き 安心して子育てができる日本一のコンパクトシティ蔵	1 こども・若者の 笑顔と未来が輝くまち	ライフステージを通じて <ol style="list-style-type: none"><li>1. こども・若者が権利の主体であること社会全体での共有等</li><li>2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</li><li>3. こどもの貧困対策</li><li>4. 障害児支援・医療的ケア児等への支援</li><li>5. 児童虐待防止対策の推進とヤングケアラーへの支援</li><li>6. こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</li><li>7. こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革</li></ol>
	2 安心して子育てが できるまち	ライフステージ別 <ol style="list-style-type: none"><li>1. こどもの誕生前から幼児期までの支援</li><li>2. 学童期・思春期のこどもへの支援</li><li>3. 青年期のこども・若者への支援</li></ol> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</li><li>2. 地域子育て支援、家庭教育支援の推進</li><li>3. 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大</li><li>4. ひとり親家庭への支援</li></ol>

# 総合的な施策の展開

## 基本目標 1 こども・若者の笑顔と未来が輝くまち

### ライフステージを通じて

#### 基本施策 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- (1) こども・若者の権利に関する普及啓発等
- (2) 社会参画や意見表明の機会の充実

#### 基本施策 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- (1) 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
  - ア. 多様な遊びや体験活動の提供
  - イ. 文化芸術体験機会の提供
  - ウ. 読書活動の推進
  - エ. 生活習慣の形成・定着
- (2) こどもまんなかまちづくり
- (3) こども・若者が活躍できる機会づくり
- (4) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップ解消

#### 基本施策 3 こどもの貧困対策

- (1) 教育への支援
- (2) 生活の安定に資するための支援
- (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- (4) 経済的支援

#### 基本施策 4 障害児支援・医療的ケア児等への支援

- (1) 障害の有無等にかかわらず共に暮らすことができる地域づくり
- (2) 障害のあるこどもの学びの充実

#### 基本施策 5 児童虐待防止対策の推進とヤングケアラーへの支援

- (1) 児童虐待防止対策等の更なる強化
- (2) ヤングケアラーへの支援

#### 基本施策 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- (1) こども・若者の自殺対策
- (2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- (3) こども・若者の性犯罪・性暴力防止対策
- (4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
  - ア. 防犯、交通安全、防災対策
  - イ. 体系的な安全教育の推進
- (5) 非行防止と自立支援

#### 基本施策 7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- (1) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革等
- (2) こども・子育て支援団体等の活動支援

## ライフステージ別

### 基本施策 1 こどもの誕生前から幼児期までの支援

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
  - ア. 母子保健等の充実
  - イ. 乳幼児期のこどもの健康の増進
  - ウ. 医療提供体制の充実
- (2) こどもの誕生から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
  - ア. 幼児教育・保育等の提供
  - イ. 幼児教育・保育の質の向上

### 基本施策 2 学童期・思春期のこどもへの支援

- (1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育
  - ア. 教育環境の整備・充実
  - イ. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
  - ウ. 豊かな心の育成
  - エ. 学校や地域におけるこどもの体力向上のための取組の推進
  - オ. 学校保健の推進
  - カ. 学校給食の充実、食育の推進
- (2) 居場所づくり
  - ア. こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
  - イ. 放課後児童対策に係る取組の強化
- (3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- (4) いじめ防止対策の強化
- (5) 不登校のこどもへの支援
- (6) 校則の見直し・体罰や不適切な指導の防止

### 基本施策 3 青年期のこども・若者への支援

- (1) 高等教育の修学支援
- (2) 青年期のこども・若者の居場所や活動の場の提供および支援
- (3) 若者への結婚支援

## 基本目標 2 安心して子育てができるまち

### 基本施策 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

### 基本施策 2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進

- (1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進
- (2) 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進
- (3) 家庭教育支援

### 基本施策 3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- (1) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

### 基本施策 4 ひとり親家庭への支援

- (1) ひとり親家庭への支援

# 子ども・子育て支援法に係る提供体制および確保の方策

## ●教育・保育施設の充実

### ①幼稚園・認定こども園（教育部分）【1号および2号認定、3歳児～5歳児】

幼稚園などの教育の利用を希望する3歳児から就学前の児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保します。  
(単位：人)

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み	1号認定	315	257	224	203	190
	2号認定(教育希望)	254	230	224	226	235
確保方策		569	487	448	429	425

### ②保育園、認定こども園（保育部分）【2号認定、3歳児～5歳児】

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳児から小学校就学前までの児童を保育する認可保育園等で確保を図ります。

(単位：人)

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み		767	776	785	794	799
確保方策	保育園	842	842	842	842	842

### ③保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業【3号認定、0歳児～2歳児】

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳児から2歳児までの児童を保育する認可保育園、地域型保育事業等で確保を図ります。

#### 【0歳児】

(単位：人)

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み		99	103	107	111	115
確保方策	保育園	87	87	87	87	87
	地域型保育	44	44	44	44	44
	幼稚園型Ⅱ	6	6	6	6	6
	合計	137	137	137	137	137

#### 【1歳児】

(単位：人)

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み		265	252	256	260	263
確保方策	保育園	192	192	192	192	192
	地域型保育	90	90	90	90	90
	幼稚園型Ⅱ	12	12	12	12	12
	合計	294	294	294	294	294

#### 【2歳児】

(単位：人)

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み		308	321	309	315	313
確保方策	保育園	213	213	213	213	213
	地域型保育	93	93	93	93	93
	幼稚園型Ⅱ	18	18	18	18	18
	合計	324	324	324	324	324



## ●地域子ども・子育て支援事業（19事業）の推進

### ①利用者支援事業

子ども未来課で基本型の「保育・子育てコンシェルジュ」および特定型を実施することにより、教育・保育施設の利用に関する相談や子育て支援事業等の情報提供を行います。また、「こども家庭センター」の運営に加え、「地域子育て相談機関〔令和8年度～〕」を設置することで、相談支援体制の強化を図ります。

### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児親子の交流、子育ての相談や情報提供、子育て講座等を行う地域子育て支援センターを実施します。

### ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

### ⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

### ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）を実施します。〔令和8年度～〕

### ⑦ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業を実施します。

### ⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、公立保育園および地域子育て支援センターにおいて、一時的に預かり、必要な保育を行う事業を実施します。

### ⑨延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、各保育園等において利用時間以外の時間に保育を行います。

### ⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

保護者の就労等の事由により、保育を必要とする病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生等を一時的に保育するため「病児保育室」および「緊急サポート事業」を実施します。

### ⑪放課後児童健全育成事業

保護者が就労等の事由により、放課後等の保育を必要とする小学生に対し、適切な遊びおよび生活の場を与え、児童の健全な育成を図る留守家庭児童指導室を実施します。

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得状況により、幼稚園に支払う副食費等を助成します。

### ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業です。

### ⑭子育て世帯訪問支援事業

子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事支援・子育て支援を実施します。

### ⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うとともに、家庭が抱える課題を解決するため、保護者への相談支援や関係機関との連絡調整を行う事業です。

### ⑯親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるペアレント・トレーニング等を実施します。

### ⑰妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

### ⑱乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に適切な遊びおよび生活の場を与えるとともに、保護者に対し、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行います。〔令和8年度～〕

### ⑲産後ケア事業

誰もが安心して子育てができるよう、産後1年以内の母親および乳児を対象に、産後ケア事業(短期入所型・通所型・居宅訪問型)を行います。

## 評価にあたっての指標

### 基本目標1 こども・若者の笑顔と未来が輝くまち

指 標	現状値	目標値
生活の満足度が高いこどもの割合	72.5%	75.0%
学校の授業がわかるこどもの割合	57.6%	60.0%
困っていることや悩みごとを相談できないこどもの割合	7.6%	6.5%
障害や病気、ひとり親などの家族のために、本来大人がやる家事や家族の世話をしているこどものうち、つらいと感じているこどもの割合	12.1%	10.0%
市民活動団体が実施する市内のこどもの居場所(こども食堂、学習支援、プレーパーク)の数	4か所	5か所
生活困窮世帯・ひとり親家庭等のこどもの学習支援教室への参加者数	45人	60人

### 基本目標2 安心して子育てができるまち

指 標	現状値	目標値	
子育てしやすいと思う市民の割合	81.1%	85.0%	
子育てをする上で気軽に相談できる相手のいる就学前児童保護者の割合	91.4%	93.0%	
父母ともに子育てを担っている人の割合	就学前児童保護者	63.5%	70.0%
	小学生保護者	59.3%	65.0%
産後ケア事業の利用者数	48人	330人	

## 蕨市こども計画〈概要版〉

発行：蕨市  
編集：蕨市健康福祉部子ども未来課

住所 〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号  
TEL 048-432-3200 (代表)  
URL <https://www.city.warabi.saitama.jp/>